一般財団法人青森県立五所川原高等学校後援会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人青森県立五所川原高等学校後援会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を青森県五所川原市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、青森県立五所川原高等学校(以下「本校」という。)の施設及び設備の整備、生徒・教職員の学習・研究への助成及び福利厚生並びに生徒の育英・奨学を図り、もって学校教育の成果の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 本校の施設及び設備の整備に関する事業
- (2) 本校の生徒・教職員の学習・研究及び学校行事等の支援に関する事業
- (3) 本校の生徒の育英・奨学に関する事業
- (4) 本校の部活動の振興、支援及び助成に関する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、青森県内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第6条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事 長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。 (事業報告及び決算)
- 第7条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、 監事の監査を受け、定時評議員会において承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書
- (6) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- 2 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第8条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 この法人には、評議員20名以上40名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195 条までの規定に従い、評議員会において行う。
- 2 評議員会の議長は、評議員会において選任する。
- 3 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

- 第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期 の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第12条 評議員は、無報酬とする。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第14条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び損益決算書の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催 する。

(招集)

- 第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集 を請求することができる。

(決議)

- 第17条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が 出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議 員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 第18条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び議事録署名人は、これに署名し、又は記名押印する。
- 2 前項の議事録署名人は2名とし、評議員会において議長が指名する。

第6章 役員

(役員の設置)

- 第19条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 10名以上20名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。 (役員の選任)
- 第20条 理事及び監事は、評議員会の決議において選任する。
- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況 の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員 会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の 任期の満了の時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任 した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。 (役員の解任)
- 第24条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事会の議長は理事長とする。

(権限)

- 第27条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

- 第28条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、 その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、理事長及び監事は、これに署名し、又は記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第31条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第32条 この法人は、法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第33条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団 法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共 団体に贈与するものとする。

(公告の方法)

第34条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の 認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替 えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の日から施行する。
- 2 一般財団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は澤田長二郎とする。